補助対象期間について

補助対象利子

・<u>最初の利子返済日から３年以内</u>に返済した利子。

令和３年度交付予定額

・<u>令和３年１月１日から令和３年 12 月 31 日まで</u>に償還した上記補助対象利子のうち、年１％の利率に相当する額を上限として算出します。

※利率が年１％を超える場合は利率を年１％として計算した額（１円未満切り捨て）、利率が年１％以下の場合は、償還した補助対象利子全額

注意事項

・<u>平成 30 年に最初の利子を返済した事業者につきましては、令和３年の途中で補助対象期間が終了します。</u>金融機関にて証明を受けた償還状況をもとに、補助対象利子及び交付申請額を算出していただきますようお願いいたします。

・返済日が月末の場合、12 月 31 日が金融機関の年末年始休業日にあたるため、12 月分は翌年１月に支払うこととなります。この場合、12 月分は翌年度の補助対象となります。※下記「補助対象期間の例」１を参照

補助対象期間の例

<u>１．令和３年９月 30 日に利子返済を開始したケース（毎月月末返済の場合）</u>

・最初の利子返済日：令和３年９月 30 日

・補助対象期間：令和３年９月 30 日～令和６年９月 29 日

・令和３年度の補助対象期間：令和３年９月 30 日～令和３年 12 月 31 日

・12 月分の返済期日：令和３年 12 月 31 日

※12 月分は、返済予定期日が金融機関の年末休業日のため、引き落としが翌年１月４日になるため、令和４年度の補助対象となります。

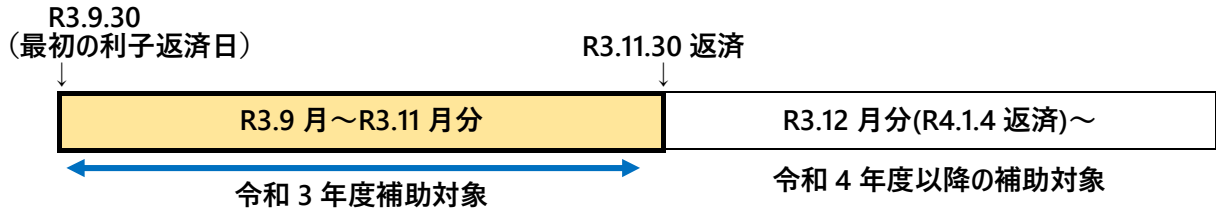

<u>２．令和３年８月分で補助対象期間が終了するケース（毎月 10 日返済の場合）</u>

・最初の利子返済日：平成 30 年９月 10 日

・補助対象期間：平成 30 年９月 10 日～令和３年９月９日
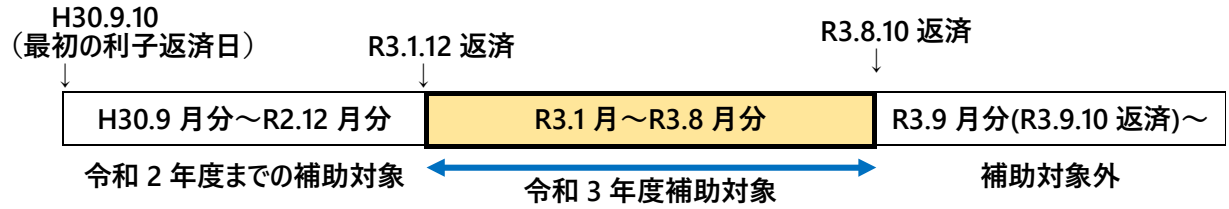
・令和３年度の補助対象期間：令和３年１月１日～令和３年９月９日